怒涛

8月1日
第106号
本号4頁40円
1年間(24回開封・送料込)
1200円

発行所
東京都豊島区池袋
2—11—2白石ビル
怒涛社
電話(982)3312
振替(東京)147121
編集発行人　中川　進

朝鮮人民の反朴闘争に
支持・支援・連帯する闘いを一層強めよ

一九六一年の軍事クーデターによって、「四・一九革命」を簒奪し、政権をかすめとった朴一派は、以来この十三年間に、三回の「戒厳令」、二回の「衛戍令」を発するなどして、南朝鮮人民の闘いを兇暴にも抑圧弾圧してきた。

昨年八月の「金大中事件」を契機として、大衆的な高揚をみせた南朝鮮人民の不屈の闘いに対してもまた朴政権は「大統領緊急措置権」なるものを発動し、いわば政権の〝存亡〟をかけたものとして大弾圧を展開した。そして、いわゆる「民青学連事件」のデッチ上げと、「同事件」に対する大量極刑、大量重刑の判決を下すという超反動的専制的姿を今再び明らかにしたのである。

朴政権は、南朝鮮人民の闘いの先頭にたって闘う学生たちに攻撃を集中し、いわゆる「民青学連事件なるものをデッチアゲることによって、反朴闘争を弾圧するばかりでなく(「民青学連事件」と〝北の南侵脅威〟との連携なるものを強調し)人民の目を、反共と反共和国の方向にそらそうと画策した。

そのために①〝共産系列の反国家的不純勢力〟なるものとしてあげた「人民革命党再建委員会関係者」を今回の学生運動の背後操縦者として設定し、②また、太刀川氏、早川氏の二日本人を、朝鮮総連などから指令された工作員であり、学生決起の煽動者であると設定し、デッチアゲ演出を一層念入りなものとしたのである。

だが、こんなデタラメによって、南朝鮮人民はもとより全世界の労働者人民をダマすことはできない。

むしろ、多くの労働者人民は、この居直りと悪あがきの中に、人民の闘いに追いつめられた朴政権のあせりと、孤立化をみてとることができるであろう。

それは第一に、昨年の「金大中事件」を契機とした人民の闘いが、広汎な諸階級層の闘いとして展開され、朴政権を孤立化させたことである。

すなわち、学生、知識人の闘いは、日帝植民地時代の反日独立運動の伝統をもつキリスト教徒に波及したばかりでなく、「野党」—民主統一党新民党をもつき動し、(これら政治家の思惑は、人民の願いと異るとはいえ)反朴勢力の一層の拡大となり、朴政権を窮地に陥らせたのである。

第二に、朴の常套手段である戒厳令などの宣布による軍隊の進駐をもって、人民運動弾圧を行なうという事態をさけ、「大統領緊急措置権」の発動をもっての弾圧ということのもつ意味である。

いまや、強搾取、高収奪などによる人民の生活破壊の進行、政治的自由の完全な抹殺という情勢の下で前進する反朴闘争は、軍隊内部にまで深く侵透し、朴政権の軍事的主柱である軍隊さえをも揺さぶっている。

それは、今年に入ってからすでに一九件(六月末現在)にも上った。「兵士脱走」「弾薬庫襲撃」などの非組織的叛乱から、三月の「ウルルン島スパイ団事件」で明らかにされたように、現役と予備役領官級将校二〇余名で組織された「六・五将校同志会」などの組織だった反朴活動に至るまで、朴政権に対する軍隊内反対運動の前進と軍規律の動揺がひき起こされていることによって明らかである。

軍隊内での反朴運動の一定の前進という事態の中で、朴一派は、「四・一九革命」の再現を恐れ、人民弾圧のための軍隊使用にも慎重にならざるをえなくなる程、追いつめられているのである。

このことの中に、朴政権が昨年来の南朝鮮人民の反朴闘争に対し、「戒厳令」というよりも「大統領緊急措置」方式の弾圧体制をしいたことの理由の一端をうかがうことができる。

人民の闘いによって、ますます追いつめられ、南朝鮮内での支持基盤を一層狭められつつある朴政権にとって、自らの延命のため、米帝、日帝との結託をいよいよ強めざるをえない。

米帝は、議会一部勢力の「圧力」で、朴政権を「権力主義的専制」(国務副長官インガソルがモーガン下院外交委員長に送付した六月二十六日付書簡)と「批判」するポーズをとってはみたが、米帝の南朝鮮での権益維持と、韓国反共政権支持の立場は根本において変えてはいない。

現に、「韓国の安全と安定は、東アジア、特に日本の平和と安全にとって重大」(七月二十四日、上院対外援助歳出小委でのキッシンジャー発言)、「〝独立した強い韓国〟が東北アジアの平和と安全に不可欠な要素である……軍事援助を〝独裁制〟の理由で切るべきでない」(七月三十日、下院外交委「韓国における人権問題」公聴会での行政府側の言)などの発言で明らかである。こうした立場から米政府は、現在の議会に七五会計年度の対韓援助案で経済援助一億八千万ドル以上、軍事援助二億三千五百万ドル以上を要求し、朝鮮人民などへの敵対的行動を続けている。

更には、南朝鮮人民の闘いを弾圧するだけでなく、イデオロギー的にも反共宣伝を活発化させ強めている朴政権と結託し、米帝は、共和国に対する各種の軍事挑発を行なっている。

今年初めから三月末までに「高速度高空偵察機SR71を一八回も」(朝鮮資料八月号)共和国に侵入させ、去る五月十日にも「通常任務作戦中」という口実のもとに米軍ヘリコプター四機を共和国へ侵入させている。また、「フォール・イーグル機動訓練」(三月中旬〜四月初)をはじめ各種の米韓合同演習を行ない、四月二日〜四日には、空母「ミッドウェーを中心とする」米第七艦隊の機動部隊と、日本の航空自衛隊が合同して、実戦さながらの上陸作戦演習を行なっている。(朝鮮半島への上陸?)

日帝は「金大中事件」のなれあい的〝解決〟にみられるように、朴政権とのゆ着をますます強めている。

日朝両人民などの激しい怒りと批判の中で開いた昨年末の第七回日韓閣僚会議で今後「経済協力」を政府間ベース中心から民間ベース中心に移すとすることによって、朴政権と結託して、日本独占資本本格的な経済侵略の道をつき進んでいる。

二月二八日から三月二日にかけて開かれた第六回日韓民間合同経済委は、その第一歩であった。

日帝は南朝鮮への経済侵略を進める中で、朴政権の「重化学工業開発計画」にも力を入れたり朴独裁政権の軍事面を支える軍需産業の育成を支援するなど、朝鮮人民、共和国に敵対する活動を強めている。

日帝は、経済侵略の進展に応じ、「在外権益」を守る自衛隊海外派兵の策動をも強めている。

五月二十二日、米空軍長官マクルーカスの「日本の自衛隊が将来強化され、海外派遣されるときがくると思う」という発言に関連し、外相大平(当時)は、国会で「国連が紛争地に監視団を派遣する場合、日本が機材や人間を派遣することは概念上考えられる」と発言している。

こうした発言の裏には、南朝鮮の日帝の権益維持と朴政権への軍事的テコ入れの策動が強く働いていることは、隠すことはできない。

最近の朴一味の弾圧と拡がる世界各地の朴糾弾の声

朴政権は、昨年八月の「金大中事件」を契機として急速に拡大した「中央情報部解体」「対日隷属化阻止」「軍事独裁政権糾弾」の闘いが、十二月には、「憲法改正」運動にも発展し、学生、知識人だけでなく、宗教者、ジャーナリスト、「体制内野党」をも含んだ反朴闘争が激化する中で孤立化し、一月「大統領緊急措置権」の発動に踏みきり、一大弾圧を展開した。

そして、今まで二百数十名の人々が、(ある報道によると二千名ともいわれている)「大統領緊急措置」違反で逮捕され、軍事裁判にかけられたり、あるいは、かけられつつある。

これまで、この内八十九名が軍法会議により重刑に処されているが、その大半を占める五十五名は、いわゆる「民青学連事件」の関係者である。

この朴政権延命のための、なりふりかまわぬ大弾圧、大量極刑判決には、全世界の労働者人民が朴糾弾の声を朴政権に集中させ、抗議の闘いを展開している。

すべての労働者人民は、朴政権糾弾、先進的学生、知識人即時釈放の闘いを拡大強化し、南朝鮮人民への連帯を強めることが緊急な課題として問われている。

大量極刑・大量重刑の大弾圧

朴政権は、いわゆる「民青学連事件」で五十五名を起訴し、軍事法廷は、そのうち、十四名に死刑、十五名に無期懲役、二十名に懲役二十年、六名に懲役十五年という大量極刑、大量重刑の判決を下し五十五人は、権力から、「民青学連」の幹部と、これを支援した知識人、ならびに韓国キリスト教学生連盟関係の第一グループ(三十二人)、「民青学連」を背後から操ったとされる「人民革命党再建委」関係の第二グループ(二十一人)、「民青学連」の中心メンバーを扇動したときめつけられた日本人の第三グループ(二人)などと勝手にふりわけられ、不当にも裁かれた。

第二グループの「人民革命党」グループには七月八日、論告求刑(死刑七人、無期懲役二人、懲役二十年六人)が行なわれ、同十一日に、「国家保安法、大統領緊急措置第一、第四号、反共法、刑法」違反として、求刑通りの判決が行なわれた。

第一グループには、七月九日、論告求刑(死刑七人、無期懲役七人、懲役二十年十二人、同十五年六人)が行なわれ、同十三日に求刑通りの判決が行なわれた。

第三グループの日本人太刀川、早川両君には、七月十二日、懲役二十年の求刑がなされ、十五日、求刑通りの判決が行なわれた。

このうち死刑判決をうけたのは、第一グループのソウル大大学院生、柳寅泰氏、ソウル大生、李哲氏、金秉坤氏、羅炳湜氏、詩人金芝河氏、常緑学院講師、李賢培氏、慶北大卒業生、呂正男氏、第二グループの都礼鐘氏、徐道源氏、河在完氏、宋相振氏、李銖秉氏、禹洪善氏、金鏞元氏の十四名である。

また朴政権は九日に金芝河氏の担当弁護士姜信玉氏の弁護の際の言葉をとがめ、同氏を拘束し、二日後に釈放しながら十六日に再び拘束したり十六日には「民青学連」を間接的に支援したとして前大統領伊藤善氏、朴炯圭牧師、延世大歴史学教授金東吉氏、同大神学部長金燦国氏を起訴するなどして、反動的な弾圧を更に広げている。

他方、非常普通軍法会議の管轄官である国防相徐鐘喆は二十日、先に死刑判決をうけた金芝河氏、李哲氏、羅炳湜氏、金秉坤氏、柳寅泰氏の五人の判決を確認するとともに死刑を無期懲役に減刑するという小細工をろうした。

だが、たとえ死刑が無期懲役にかわったとしても南朝鮮でのナチスばりの拷問という現実の前では、何の意味ももたない。むしろこれは①「人民革命党員」とされた人々と民主主義的学生やキリスト教徒とを区別し、後者を減刑(同じ第一グループの李賢培氏、呂正男氏は減刑されていない)とすることをもって、世界の抗議運動を分断し、キリスト教徒、民主主義者の抗議の闘いを沈静化させようと狙ったものであり、②「民青学連事件」の張本人、背後者は、共産主義者「人民革命党だ」という当初からの反共策動を更に一層浮きぼりにさせる狙い、③また秋の国連対策をはじめとして、「友好諸国」などとの関係「悪化」を最少限にくいとめようとすることなど、少しでも長く延命をはかろうとする朴政権の姑息な策動を意味しているものでしかない。

朴政権の、暴虐な弾圧と「民青学連事件」への大量極刑判決に対し、世界各地の労働者人民が、怒りの抗議と闘いを集中している。

朝鮮をはじめとして、日本アメリカ、フランス、イギリス、カナダ、タイ、オーストラリア、タンザニア、エジプト、西ドイツ、ベトナムなど世界各地で、労働者、知識人ジャーナリスト、学生などは集会、ハンスト、抗議署名運動などをもって、抗議行動を展開し、また、朴政権へ、あるいは、駐在大使館などへ抗議声明書、抗議電報をたたきつけ、怒りの抗議を強く表明している。

朝鮮のピョンヤン市では、六月一日、市内の青年学生など二万余人が、南朝鮮の先進的な学生、知識人らを弾圧する朴政権を厳しく糾弾する集会を行なった。また七月十三日にも同市の労働者、学生などは朴政権を弾劾する大会を開いた。

南朝鮮の馬山(マサン)では、「朝鮮時報六月二十二日によると、朴政権の極度の弾圧監視体制下で、「正義をめざしてたたかう愛国民衆と青年学生を即時釈放せよ!『緊急措置』を撤廃し民主主義を保障せよ!国と民族を売り渡す対日隷属政策を打ちきれ!」などの内容のビラ(「独裁政権を埋葬しよう」と題した「パク・チョンヒ断罪決死隊名のビラ)などが、六月に多数まかれたといわれている。

また七月十日には、統一革命党のスポークスマンが、「南チョソンの愛国的青年学生と各界人士を処刑しているパク・チョンヒ殺人一味の蛮行を断罪して……、声明を発表した」(朝鮮時報、七月二十日号)といわれている。

日本では、朝鮮総連、韓民統、韓学同などの在日朝鮮人諸団体や、「金芝河らをたすける会」、「日韓連帯連絡会議」「早川、太刀川両君を救うための連絡会議」などが、集会、デモ、ハンスト、街頭署名活動、韓国大使館への抗議行動〝朴政権弾劾、被拘束学生、知識人らの釈放要求〟などの声明などを行ない、朴政権への抗議を続けている。

日本政府は、太刀川、早川両君の逮捕、起訴、刑確定過程で反動的な二つの役割を果たしている。ひとつは、韓国の人民大衆に対する朴政権の弾圧を認め、他方で、太刀川早川両君への朴政権への弾圧に対しては両君が日本人であることを根拠に減刑措置などを他の「被告」と区別して要求し「日本人」の排外主義的民族意識をかりたてるために利用しようとしている。

日本の先進的労働者人民、や先進的在日朝鮮人は、日本政府のこのような反動的な策動に糾弾を強めている。

プロレタリア世界革命の旗の下
万国の労働者団結せよ!
労働者共産主義委員会

島添さん解雇撤回・海洋博粉砕闘争に一五〇名起つ

―島添さん解雇撤回闘争―7・19団交で沖電気居直る

7月20日、沖電気島添さんへの差別解雇糾弾！海洋博粉砕総決起集会は、前日の団交を踏え、沖電気に対する断乎たる糾弾と、海洋博を粉砕する決意に燃えた沖縄―「本土」労働者、人民二五〇名の結集の下闘われた。

その日、集会を前にして、「沖縄労働者の会」を先頭にして、「撤回させる会」は、海洋博協会主催の記念行事の会場に押しかけ、海洋博の反動性を訴えるとともに、来賓の挨拶に対する糾弾の闘いを展開し、夜の集会に結集した。

集会は、「沖縄労働者の会」の司会の下、「撤回させる会」「三戦士支援連絡会議」共催で、七時から開催された。最初に、静岡から結集した部分も含めて約30名の「沖縄労働者」の会を中心に結集した労働者に対して、事務局から基調の提起がなされた。

基調報告は、「沖電気の居直りを粉砕し、全面謝罪、本採用を克ち取る為に、撤回させる会を拡大し、闘いをさらに推し進めることが必要である。」「現在、沖縄海洋博の工事が推し進められ、沖縄の農漁業が破壊され、沖縄人民は『本土』に低賃金労働者として送り込まれつつある。その海洋博攻撃そして、CTS（石油基地）建設の攻撃と沖縄―『本土』の労働者、人民が共に闘って行くことが、現在とりわけ重要になっている」という形で提起された。

続いて「関西沖解同（準）」沖縄現地の闘う労働者及び沖縄プロ政闘からのアピールが読みあげられた。そのあと「松永君を守る会」から特別アピールが述べられた。また、国会三戦士の一人真久田君からは裁判闘争勝利へ向けた決意が述べられ、続いて各団体からの決意表明があり、最後に島添さんから今後断乎闘い抜くという決意が述べられ、デモに移った。

デモは、雨と権力の弾圧の中を沖縄労働者の会を先頭に沖電気本社と海洋博協会へ向けて行なわれ、日比谷での総括集会では、「撤回させる会」の闘いをさらに推し進めて行くことが確認され解散した。

尚、7月17日、沖縄労働者の会は「沖縄青年討論集会」を開催し、今後の闘いへ向けた決意を固めている。

沖縄労働者を大衆的に組織化しようとしている「沖縄労働者の会」や、関東沖解同（準）の闘いと連帯し、島添さんの全面採用を克ち取る闘い、海洋博を粉砕する闘いに決起することが、現在重要になっている。

革命的労働者は、日本支配階級によって沖縄の人々が「本土」と差別されてきている現実をふまえながらも労働者階級の権力樹立にむけてより一層労働者階級としての「結合」をめざすために「沖縄労働者の会」など沖縄人の大衆的組織の活動に支援して闘わねばならない。

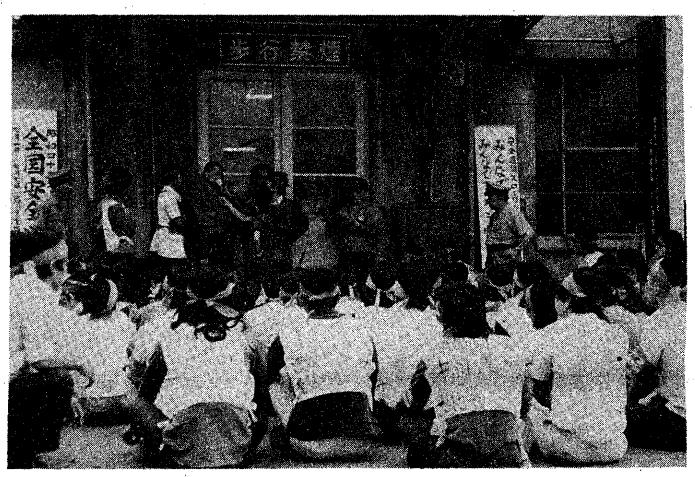

（写真は7月8日の対沖電気闘争）

7・20の闘いを前にして、「島添さんの不当解雇を撤回させる会」は、7月19日、沖電気当局と団交を行った。

沖電気は、7月11日の団交で「解雇は白紙撤回する」と確約し、島添さんの就労を認めはしたものの、これまでの多くの差別的対応、不当な弾圧を謝罪することなく居直り続けている。

19日の団交は、「撤回させる会」が、今後徹底して闘い抜く決意を突きつけていくものとして行なわれた。その団交で沖電気は、「解雇は不当ではなかったが、双方の関係を考慮して、一応解雇に行き過ぎがあったという言葉で確認してもいい。」などと、前回までの確認点＝「解雇は就業規則に照しても行き過ぎであり、不当であった。」をくつがえし全く許せない態度に出てきている。「撤回させる会」は、沖電気に対する要求書を手渡し、今後徹底して闘い抜くことを突きつけ退場した。

三里塚鉄塔闘争の緊急強化を！

三里塚の空港反対の闘争の結節環となっている大鉄塔に対する政府―空港公団当局の攻撃開始が切迫している。

政府―空港公団当局は、空港建設反対闘争によって初めのもくろみを全く阻止され、一本の四千メートル滑走路と交通施設・燃料輸送施設などあらゆる臨時の施設でも空港開港にもちこもうと、そのための障害除去に全力をあげている。しかし、三里塚の闘争が強固であればある程、政府の反人民的な空港計画の破綻した姿があらわとなってきている。政府は、資本の利益のために作られるにすぎない「空港」を国家事業の名の下にゴリ押しするため、闘争の要となっている鉄塔を壊わそうと、鉄塔へ向けた自動車道路建設の作戦の実行を進めようとしている。

資本家の政府は、この七月空港公団の総裁など多くの幹部をやめさせた。これは、八年間ものあいだ公団の任務につきながら予定の七一年開港どころか、まだ一機の飛行機もとばすことのできない状況にあせった政府―独占資本が公団役員のツメバラを切らせたのだ。公団役員が、独占資本の目的がわからず反対同盟農民の要求を受け入れたというのではもちろんない。政府は、空港公団に対して空港早期開港のためには、反対闘争に対する抑圧、弾圧、切り崩しをもっと強権的に、徹底的にやるべきだという態度を打ち出してきたということなのだ。

三里塚では、まだ四千メートル滑走路一本と空港ターミナルビルが建設されたにすぎない。空港に通ずる高速道路国鉄新幹線などの交通機関はまだズタズタの状態だ。そればかりでなく、カンジンの航空機用燃料の補給施設であるパイプラインの建設は周辺住民の反対闘争によって遅々として進んでいない。この後、三千六百メートルと二千五百メートルの二つの滑走路と予定している第二期工事分についてはほとんどが手をつけられていない。政府の独占資本のためにする空港建設策動はこういった人民の総反対にあって当然にも暗しょうにのりあげている。

航空会社や、空港ターミナルなどの設備投資をした資本家たちは、予定した操業ができず、労働者の搾取によって手に入れるはずであった利益を手にすることができないために、彼らの投資がムダに終るのではないかと戦々恐々としている。独占資本とその代弁者達は、日本資本主義が帝国主義的競争戦にうちかち、対外侵出をなしとげるために空港建設の遅れが大きな障害になるのではないかと恐れている。彼らはまた、独占資本のための全国的「開発」事業が農民など諸階級の反対で大きな困難にであっていることに歯ぎしりし、その先頭に立っている三里塚の闘争の破壊をますます徹底して追求している。

政府は、三里塚での劣勢をとりかえそうと、早期開港をこじつける画策をしているのだ。建設がむずかしいパイプラインに対しては燃料の鉄道輸送を行うと言ってみたり、臨時のパイプを引こうと画策してみたりしている。四千メートル滑走路一本だけでも開港に踏み切ると言っている。

そのために、公団は反対同盟が空港建設反対の意志を主張して四千メートル滑走路の南端に接する岩山地区にたてた二本の鉄塔をとりこわす策動を始めた。反対同盟はこの鉄塔について、「岩山大鉄塔は周辺住民と反対同盟農民の大連合の軸として、航空機燃料輸送反対運動をはじめ、空港関連諸事業に対する反対運動との連帯、共闘をさらに強化するものとして……『開港』の息の根をとめるものであります」（岩山大鉄塔共有化運動についての趣意書）と位置づけている。鉄塔防衛の闘いはこうして、空港建設反対闘争の当面の大きな焦点となっている。政府は五月末には芝山町の農業委員会を工作し、鉄塔撤去のための道路建設の許可を決定させた。鉄塔を破壊するための巨大なクレーン車を導入するために、頑丈な道路を建設しようというのだ。反対同盟農民と支援団体は農業委員会に対する弾劾闘争を行い、また道路工事着工に対して闘いを行っている。警察は闘争に対する弾圧を強めている。こうして鉄塔防衛の闘いはすでにはじめられている八月末から九月にかけて決戦的状況が予想される。

諸団体ですでに現斗の強化再建のための活動が実現され新しい現闘員が派遣されている。参院選戸村氏闘争における各地の連帯活動をも一層強化し、支援闘争を進めるためには早期に機動的な態勢を確立することが要請されている三里塚鉄塔闘争の緊急強化を

【四面から】

革マル派は、日共が昨夏の転換によって「すべての国の核実験に反対する」ことになったことによって、彼ら自身との区別がはっきりしなくなったので大衆に知ってもらわねばとばかり声高にのべたてている。「日共の転換は）都議選の票の減少をおそれたわが議会クレチン病患者の御都合主義的で政治主義的な転換以外の何物でもない」と。〝御都合主義の転換だから〟悪いのだと。〝議会で票をとるためであって日共は、本当は、中ソの核に賛成しているのだ〟といわんばかりである。

彼らは〝日共〟を指導勢力とする平和運動に、〝革命的反戦闘争〟というものを対置している。これは、「帝国主義者とスターリン主義者の一切の核実験にも反対する」大衆運動ともいわれたり、他方では、全世界の権力者どもの悪無限的核開発競争に反対する」大衆運動ともいわれたりして革マル派のこの問題に対する動揺を示している。

前者は、彼ら観念論者にのみ理解されうる「帝とスタの相互補完関係」を〝現代世界の危機認識〟としこの相互補完関係によって世界に覇を競っている「帝」「スタ」を打倒することを〝特殊段階論〟にもとずく世界戦略の中で打ち出されたものである。そもそも彼らは本質としてのスターリン主義が外化したのが中・ソ共産党かの如くいいふくめ、国家対立をスターリン主義と帝国主義の対立などと現実の階級対立をいいかげんな規定を与えてきたのであるが、こうした非唯物論的な世界認識は、中ソの国家的対立の現状況の前に「彼らの「帝」とスタの補完の動揺」なる分析とはうらはらに、彼ら自身の「世界戦略」が「世界戦略」であるどころか「権力者どもの核実験」に対する小ブル的反発という根っからの本性をあらわしているのが実情である。

それだけでなく、「核保有」が階級抑圧の武器としてあることを無視して、何か純粋に技術的なものとして「現実に偶発的核戦争をぼっ発させる危険性」を声高にさけんでは日共への、「平和主義」レッテルはりもメッキがはがれるというものである。

プロレタリアートは、核戦争の危険性に対して闘うのではなく、搾取者、侵略者の行為を根底的に払拭するために闘うことを基本にすえなければならない。「権力者どもの核開発」などといって「権力運動」を対置するのではなく権力をプロレタリア大衆によって掌握し、帝国主義国の核をどうかつ材料とする侵略をうちやぶるために闘わなければならないのである。

『ウルルン島』スパイ事件にも五人の死刑判決と大量重刑

七月二十四日、ソウル刑事地裁は、朴政権打倒、朝鮮統一をはかったという、いわゆる「うつ陵（ウルルン）島スパイ事件」についての判決公判を開いた。

その結果、指導者といわれる田永寛氏（四四才）、全北大教授の李聖熙氏（四七才）民主共和党地方組織幹部の嵯圭植氏（三七才）ら五人に、反共法、国家保安法違反で死刑、他の二十七人に無期から一年までの懲役刑を言い渡した。

この「ウルルン島スパイ事件」なるものは、十年以上にわたって、ウルルン島を拠点に、ソウル、大阪、釜山、ウルルン島などで地下革命活動を展開し、労働者、農漁民、学生、知識人、軍人などに影響力を与えてきた「統一革命党慶尚北道委員会成員とその傘下組織メンバー三十余名」（朝鮮資料、五月号）をKCIAが去る三月逮捕拘禁し、南朝鮮人民の朴打倒、朝鮮統一運動の高揚を先進的におし進める統一革命党の組織壊滅を狙ったものとしてある。

この「事件」に関連し、朴政権は、更に十七名の逮捕対象者を定め、なおも弾圧の策動を強めている。

人民の運動が高揚するたびごとに「スパイ事件」をデッチアゲ、人民の反朴闘争をそらすことをもって政治的な危機を回避しようとしてきた朴政権は、今回もまたその常とう手段を使ってきたのである。

KCIA部長、申植秀は、「ウルルン島スパイ事件」の発表にあたって、事前にラジオで予告したうえ、二時間にわたって記者会見を全面中継させ、反共意識の高揚をはかった。

更に、今回の「事件」デッチアゲは、朴政権による西海での「スパイ漁船」の共和国領海への侵入（二月二十五日）北朝鮮の「スパイ」が、日本大使館、日本系企業、日本人へのテロと破壊を行なうというデマの流布（五月九日）、警備艇を使っての、東海上の軍事境界線侵入と共和国艦艇への攻撃（六月二十八日）など一連の、共和国に対する軍事挑発、政治的謀略活動に関連づけられたものとして演出されていることに注目しなければならない。

また、統一革命党が、軍隊内にも影響力を伸ばしていることについて、KCIA部長申植秀は「今回の事件は、ある意味では一九六八年の統一革命党事件」りも大事件である」「かれらは首都防衛司令部など重要部隊の長や幹部をほうせつし、軍部の守護のもとにたたあいを助長」したと述べ、動揺の色をかくしていない。

これは、朴軍事独裁政権の重要な支柱である軍隊内部にも、反朴勢力が形成され、組織だった活動を展開しつつあることを示している。

おしらせ

次号（八月一六日号）は休刊とし九月一日号を八面で発行します。

革労協の『戦略・戦術』を評す
『反戦・反ファッショ・反合』方針の経済主義

革労協は、レーニン主義的党組織観に反対し、第二インター的な労働者党観を党派性とし、社会党の階級化をはかるという社会党、社青同の分派として登場してきた党派である。彼らは、社会党の「議会による平和的革命」の綱領に反対してはいるが、「反戦、反ファショ、反合闘争」を政治活動の基本方向とするような日和見主義的政派でしかなかったこうした日和見主義を、「階級形成」とか「ソヴィエト運動」とかいう観念的文句でおおいかくし、左翼的粉飾をこらしてきた。社共が、政権構想をうち出したのにたいし、革労協は旧来の「三反闘争」に「帝国主義ブルジョア政府打倒」というスローガンを接ぎ木的に掲げ、社共への区別性を示そうとしてきた。だが革命の根本問題たる権力問題は単なる反政府スローガンの問題ではないのである。革労協が、一九七〇年前後の武装闘争にたいしとった態度は「権力闘争」なるものが「ゼネストー中央権力闘争」という反政府大衆闘争以上のものでないことをばくろしたのである。

だが、激しく闘われた武装闘争の衝撃と党派闘争の激化という事態に強制され、最近「権力闘争の諸要素の目的意識的推進」とかについて語りはじめた。だがしかし、組織の当面の政治的課題がプロレタリアート独裁の樹立に据えきられていないがゆえに「大衆運動の形成」や「党派闘争の推進」が、「権力闘争」と別個のところにあるかのごとき、混乱に陥っている。

こうした革労協の新しい戦術―彼ら流にいえば、「プロレタリア革命戦略・戦術の強化」―の日和見主義的、経済主義的性格を解放No.5の「現下におけるプロレタリア革命戦略・戦術の強化のために」を中心的にとりあげ、明らかにしていくことにする。

1

マルクス主義者は、自己の戦術を情勢の厳密な分析のうえにすえる。革労協は、「現段階の把握を客観情勢の把握、及び、階級形成の段階規定の双方においてなす」(解放No.5十八頁)としている。戦術がすえられるべき土台としての情勢分析を「客観情勢」なるものと「階級形成の段階」なるものとに、全く機械的にふりわけている。これは、日本のトロッキストに伝統的な「客観」「主観」に対応し二元論である。いいかえるならばそれは「客観」に対応した戦術が要求されると同時に、「主観」に対応した戦術が要求されるというような非合理な思弁にほかならない。

革労協によるなら「客観情勢」とは、現在では①大合理化と産業再編成、②反革命階級同盟の再編と『緊張緩和』③議会制ブルジョア独裁の危機とファシズム」などの分析になっており、資本家階級とその国家権力、ブルジョア政党の動向のようである。

「階級形成の段階」とは、「プロレタリア運動の階級化、革命化、④階級的実力闘争の形成と発展、⑤差別、分断を階級的に突破する闘いの発展、⑥『列島改造』―地域再編に対決する闘いの発展、⑦階級的労農学共闘の発展、⑧反スタ・スターリニスト―反革命的宗派革マルへの闘争を軸とする対宗派戦闘の発展、⑨プロレタリア革命党建設の闘いの発展」などの評価となっており、いわば、戦闘的な労働者、農民などの大衆運動と革労協の党派活動を意味している。客観は、ブルジョアジーの動き、主体は、労働者階級人民の動きというわけである。

だが、マルクス主義者にとっては、プロレタリアートが革命の主体であるという一般的命題をのぞけば、戦術の担い手も、情勢分析を行うのも具体的な党派をおいて存在しないのであるそれゆえ、真の革命的党派にとっては「客観情勢」と「主体的条件」とを分ける実践的意味はないのであり、自己の力、影響力、活動をも含め、客観的に正しく分析するのである。

また、戦術を決定するうえで考慮しなければならない政治情勢は、革労協の諸君が思い描いているような「客観情勢」と「主体的条件」が相互に独立して存在しているわけではない。政治情勢は経済的土台によって規定されていることはいうまでもないが、資本家階級と労働者階級を二大勢力をはじめとする諸階級層の諸組織諸党派、国家権力、暴力装置などの具体的な相互関係で決まるといわねばならない。

例えば労働者階級の指導部がどのような党派かということも、政治情勢を規定する大きな要素であり、それらは、党派闘争の対象や工作対象である。

革労協のいう「客観情勢」なるものの分析はプロレタリアートの利益を貫く戦術のためではなく、大衆闘争の課題を示したり、資本主義の矛盾のあらわれ方を評価したりするものにすぎない。また、主体的条件の分析なるものも、プロレタリア大衆の闘いを「階級形成の度合」と美化し、それに拝跪した「主体形成論」をうち出すためのものでしかないのである。

2

ところで、革労協は、現在の情勢を、「戦後第二の革命期」とか「蜂起の序章期」とか、とらえている。

その理由は、「第二次大戦後の世界資本主義の体制が根本から行きづまり、『後進国』における矛盾の噴出、階級闘争の激化、さらに『先進国』における同様の状況が生まれていった「恐慌の部分的徴候が根深くあらわれ、国家独占資本主義体制がその全面的爆発を抑えているが、それはより深い、より根本的な破産へエネルギーを蓄積している」「プロレタリアートに耐えがたい矛盾を集中すると共に、支配層の一部も含んだ不安と動揺が拡大していく時代」というようなことをあげている。

世界資本主義体制は、IMF体制の崩壊にみられるように、流動化しているし、列強の間の闘争も激化している。

帝国主義諸国で過剰資本が累積し、インフレーションが常態化し、矛盾が深まっている。だが、こうした資本主義経済の矛盾が、「恐慌」にまでいくかどうかということを予測しても、ブルジョア社会の繁栄を永遠視する輩への批判となったとしても、それは政治活動の方向を定めるうえで何らの実践的意味ももちえない。われわれ共産主義者は、経済的危機であろうと、戦争であろうと、眼前に展開される事態を現実としてうけとめ、プロレタリアートの利益をつらぬくために、それらへの対応を決め活動するのであって、不確かな予想や気分によって活動の方向を決めることをしない。

自己の活動も含め、諸情勢によって決まる現実の政治情勢をたえず、革命へむけ変革し、経済的危機でも、大衆闘争の昂揚でも、あらゆる条件を当面の課題たるプロレタリア独裁権力樹立にむけ有利に利用するようにすることが必要なのである。

たとえ一九二九年のように「恐慌」が到来したとしても、それが直接的に革命情勢になるというわけではない。プロレタリア人民大衆が、小ブルジョア的勢力に従属しているならば「革命的戦術」(レーニン)は問題にならない。

プロレタリア人民大衆が死をも決意し、たたかいに決起しはじめているという革命的情勢は単に経済的矛盾からだけ説明できるものでなく共産主義者の主体的活動と結びついてはじめていえるのである。

ところが、革労協の諸君は「マルクスが『恐慌』と『革命』を統一的にとらえている」と称し、〝恐慌〟と〝革命〟とを無媒介的に結びつけてしまっているのである。

革労協の諸君がいう「戦後第二の革命期」なる把握は、いわば、小ブル的願望を示す予測でしかなく、きわめてムード的な「危機革命論」の弁護論でしかない。

「蜂起の序章期」などというのは、「蜂起」という言葉をもて遊ぶ、左翼的ポーズを示すだけのためのものである。

「蜂起」は、プロレタリアートにとっては、ブルジョア支配の転覆のための軍事的決戦をいどむ政治闘争であって、マルクス、レーニンをはじめ、共産主義者は、蜂起の条件、法則について明らかにし、革命組織の実践上の問題として考察している。

ところが、革労協の諸君は「萌芽的ではあれその(蜂起のこと―引用者注)醸成されてゆく時代」と、蜂起が醸成されるなどと客観主義的にかたり、自己が、蜂起をどのように準備するのか、蜂起を戦術として扱うのかどうかを決定することを回避し、日和見主義的、経済主義的本質をばくろしているのである。さらに「『蜂起』の序章が序章で終るか、あるいは『永い展開』にはいるか、あるいは、『永い序章』で終了するか、短期に『蜂起の第一頁』につながるか……」などと、どうにでもなるような、蜂起につながるのか、蜂起につながらないのかも定かでない『蜂起の序章期』なる何の意味もない言葉の遊びに興じている。

こうした態度は、プロレタリアートの革命運動にとってまったく益にならない。

3

「一歩一歩深化する国際階級闘争の中で鋭く注目すべき問題」(解放No.5、P21)として「帝国主義ブルジョアジーの政治支配の危機とファシズムの胎頭」ということをあげている。

また、この点について、「議会制ブルジョア独裁の危機とファシズム」といういいかたもしている。

「議会制ブルジョア独裁の危機」とか「帝国主義ブルジョアジーの政治支配の危極」とかいうのは、具体的には、「人民戦線派の胎頭」ウオーターゲート事件のような「政治的腐敗の露呈」のようなことを意味している。

フランスの大統領選挙で社共統一候補がジスカールデスタンに肉迫したり、日本の参議院選挙で自民党が後退したりしているが、これは、直接的に、ブルジョア支配の危機、ブルジョア議会制の危機を意味するわけではない。

ましてや、ウォーターゲート事件の如きものは、ブルジョア政治の一端を示しているにすぎない。

例えば、今日の日本の政治情勢の特徴の一つは、自民党の国会での多数獲得による政権の維持が危くなっており、自民党政権は危機にあるということは明らかであるが、ブルジョアジーの政治的支配の危機というようにみることはできない。また、現在のところ、ブルジョア議会主義が危機に陥っているということも厳密にはいえない。自民党政権の危機という事態にたいする反動化の衝動が強まっているなかで階級闘争の激化を背景とする政治的不安定化が長期化するならば、議会制の崩壊の条件をつくりだす可能性がないとはいえないということは見ておかねばならない。

しかし、こうしたことと、現在の事態を「議会制ブルジョア独裁の危機」ととらえることとは全く別のことである。少数派とはいえ、民社党、同盟指導部は、ブルジョアジーの手代として、保守派を助けることを明らかにしており、公明党も「反自民」を強調しているが、反共の小ブル的改良派としてふるまっていることからブルジョアジーを助けるだろうことも明らかである。

彼らはこうしたきわめて曖昧な分析を合理化しようとしている。例えば、小選挙区制について、「議会制ブルジョア独裁の強権的強化」とし、かつ、「それが『上からのファシズム』をもたらす」というように、選挙制度の反動的再編をファシズムと二重写しにし、「なしくずしファシズム論」と同一の土俵に立っているわけである。

こうした分析から、「現下の闘いは、政治的には、小選挙区制粉砕―帝国主義ブルジョア政府打倒闘争へ収約されねばならない」という政治方向が出され、プロレタリアートの独裁樹立の課題が、反政府大衆闘争におきかえられるのである。

4

革労協が実践的な党派性としているものの一つに、「ソヴェト運動の展開」というものがある。、これは、彼らの日和見主義、経済主義的方向を粉飾するものである。

彼らによると「ソヴェト運動とは、プロレタリア的共同性(団結)を現在的に形成してゆくもの」「それは、資本主義社会の中にユートピア的に自己完結するものではなく、国家権力の打倒、プロレタリア独裁権力の樹立を通して初めて普遍的『現実性』の第一歩を踏みだすもの」(解放No.5 P76)であるという。

彼らのいう「革命的労働者党は、ソヴェト運動を推進する」ものとされ「ソヴェト運動を目的意識的に推進する勢力こそプロレタリア統一戦線勢力なのであり」それは「党的政治組織、行動委員会、階級的組合、自治会等によって構成される」とされている。

労働者階級の団結が、歴史的、現実的には、様々な性格をもった団結、組織として生みだされたことを、超一般的、超歴史的に「プロレタリア的共同性」とし、それをつくりだすことをソヴェト運動と称しているわけである。

プロレタリアートの政党、種々の大衆組織、統一戦線組織、これらは、明確に異っており、プロレタリア的共同性」と一般化するならば、それぞれの組織の活動をゆがめることになる。

共産主義社会の実現を目的とする共産主義者の組織と労働組合、行動委員会を同列にならべることはできないし、これら組織の現在の活動とプロレタリアートの権力組織の活動を区別せず、ソヴェト運動と一括することは、今日の大衆運動の延長上に革命を夢みることであり、自然発生性に拝跪することである。

事実、彼らは、「現下におけるプロレタリア運動の五つの環」なるもので、大衆のあとからよちよちついていくような活動方向しかうちだしていず、その日和見主義的、経済主義的体質を自己ばくろしている。

その五つの環というのは「①大衆運動の根源形成とその階級的再編、②権力闘争の諸要素の目的意識的推進、③プロレタリア革命党の建設④対党派闘争の戦略的強化、⑤統一戦線の強化と共同戦線の発展及びプロレタリア政府樹立の闘い」などである。

第一に、革命党にとって、およそ、あらゆる活動が、プロ独樹立にむけ条件づけられるのだが、革労協にとっては大衆運動の指導や党派闘争などは、プロレタリア解放の闘いでも、プロ独裁樹立へむけ活動とは考えられていない。このことは、大衆闘争の形成は大衆運動のための大衆運動であり、自然発生性に埋没していることを示している。

第二に、しかも、そうした大衆闘争について「一切の闘いをプロレタリア政府綱領にしぼりあげ、小選挙区制粉砕を当面の環とした帝国主義ブルジョア政府打倒―プロレタリア政府樹立へ集中させる」という全く観念的方針を提出している。

「一切の闘いをプロレタリア政府綱領へ」などというのは、大衆闘争から政府へという自然成長論以外の何物でもない。また「小選挙区制粉砕を柱としたブルジョア政府打倒、プロレタリア政府樹立へ集中させる」などと蜂起、権力奪取の決意も準備もなくいうのは「左翼的遊び」であるばかりか、実際には、たかだか反政府闘争の推進以上でも以下でもないのである。反政府闘争に集中するということは、革労協がいわば、単なる急進的反政府派でしかないことを示しているわけである。わが委員会は小選挙区制粉砕、田中打倒の闘争が高揚したとき、この主張を支持し、闘いを強化しつつ、社共の日和見主義と闘い、プロレタリアートの前進をかちとってきた。

第三に、「権力打倒」をそれなりに考えた結果が、政治組織活動全般として考察するのではなく、「非公然」「軍事」「財政」「情報」「反弾圧」などということをバラバラに接木しているにすぎない。

軍事については、「プロレタリアの実力闘争派(暴力闘争)が、同時に帝国主義の暴力装置を解体していくという構造をもっている」などと称し、また「プロレタリアのストライキと街頭闘争は帝国主義軍隊がそれによって支えられている共同幻想性を破壊され、帝国主義軍隊の解体がはじまる」などとものべて、ストライキ、デモで軍隊が解体するかの幻想をいだいている。

蜂起に勝利するために、敵軍事力にたいしそれを上まった味方の軍事力をいかに準備するか、などということは全く問題としようとしないのである。

国家が階級支配の機関であり、暴力装置が、支配を強力で支える保障であることを何ら理解せず「国家は、幻想的共同性ということ、公的暴力装置ということを、統一的に把握しなければならない」というスコラ論議で「幻想的共同性の崩壊→軍隊の解体」などという日和見主義的方針を合理化している。

帝国主義の核威嚇に対決せよ

1 広島・長崎への原爆が、日米両支配階級の利益抗争の結果として投下され、おびただしい労働者人民が死亡してから二十九年が経過した。

今年五月十八日、インド政府が地下核実験をおこない、「わが国は、もはや二級国ではない」などと発表して以来いわゆる日本イスラエルなど「核潜在保持国」（＝核爆発に必要なプルトニウムを生産できる原子炉を保有している国）二十数ヵ国の支配階級は核保有への一層の衝動にかりたてられている。

ニクソンは、第二次大戦後つくりあげた世界政治のイニシャチブを他の帝国主義国にわたさず、維持しつつ、中ソの対立を利用して両国との「交渉」を是々非々で行い軍事均衡を保ちつつ、これまでの政治的・経済的権益をもっている地域の支配を維持しようとしている。そして、このアメリカ帝国主義の政治的・経済的権益を減じさせる人民の闘いを圧殺するのに有利な背景を作ろうとしている。

ニクソンが、六月末から訪ソし、七月三日、ソ連との間に調印した「核軍縮協定」はこうした帝国主義的野望にもとづいたものであった。

この米ソ首脳会談の思惑に対して挑戦する意味もこめて中国、フランスが、六月十七日、大気圏核実験をおこなった。

中国は、「超大国の核独占を打破し、核兵器を最終的に消滅するためである」というコミュニケを発表した。

このような「核爆発・核開発」をめぐる各国間の抗争の現状の下で、今年も日共と社会党をそれぞれの指導勢力とする原水禁大会（および核禁会議）がもたれる。この方面での労働者階級の闘いは、彼らの国民主義的平和運動へ歪曲されている。

日本原水協系の集会は、日共の一層の小ブル平和主義への傾斜にも影響されて、帝国主義諸国の侵略や恫喝のための核開発をやめさせるところか、そのまま温存し、外交的協定一般によって根本的解決があるような幻想をばらまいている。日共は労働者階級の闘いや「平和運動」をそのような方向に導こうとしている。また、革マル派は、十年一日のように「革命的反戦闘争」なるものを対置し、「帝国主義者・スターリン主義者のすべての核実験・核開発に反対し」、「『抑止力としての核保有』どころか、現実に偶発的核戦争を勃発させる危険性」（解放三二六号）に対しておびえ、核実験に反対している。

われわれは、昨年「中国の核実験、核武装する必要という立場を理解する」旨の見解を明らかにし、帝国主義の反人民的、侵略的野望をうちくだくこと、プロレタリア解放闘争の前進に寄与する政治目的の下でのみ、「核」が保持使用されなければならないことを明らかにした。労働者は、この見解をもって新しい情況の下で、帝国主義者の核を用いての新植民地主義政策のための恫喝に対し闘い、プロレタリア解放闘争の前進のために闘うことはきわめて必要なことである。

2 一九六三年に公然化した中ソ対立は今や共産主義の路線をめぐる党派闘争の性格をこえ、国家利益をめぐる国家の軍事的対立にさえ転化している。ソ連の外交政策は、米国との間では協調・均衡を固定化しむしろ中国対策として展開される性格となっている。一九六八年七月米ソ両首脳は「核拡散防止条約」なるものに調印し、核の引金を独占し、世界政治のヘゲモニーを両者で握り、分割支配しようとしたのである。一九六九年三月のダマンスキー島事件（中・ソの軍事衝突）で、この傾向は一層顕著になった。中国共産党の内部には、党間のイデオロギー論争と国家関係を切りはなそうとする動きも一時期存在したが、後者の性格を一層強めていったのである。

ニクソンは中ソ対立を利用して、後進諸国人民の反米帝闘争による軍事的負担をラクなものにするために〝軍事と外交の結合の戦略〟をめざしている。ソ連の対米協調にもとずく核戦略は、「国家」の対抗措置としての、点のみが重視され世界の階級闘争の前進への姿勢はひとかけらもないものになっている。

七三年七月、ソ連にとってヨーロッパの軍事緊張からの解放として評価されている全欧安保会議で外相グロムイコは「だれに対してもわれわれは、その社会、政治体制の変更を求めたり、思想、見解の変更を求めたりしない」などとのべたように、「ソ連国家の外交や「核」は、「帝国主義国」の侵略性をうきぼりにし、反人民性を明らかにしていく方法としては全くとられていないのである。

これに対し中国は、中国の「核」と外交における戦術判断基準が、「超大国」にむけられていることを明らかにした。

中国の鄧小平副首相は、最近の商業新聞の報道によれば「中国は国際情勢の変化に対応して、世界を新しく三つに区分する見解をとっている」ことを明らかにした。「第一の世界は、米ソ二つの超大国第二の世界は、日本、西欧など（東欧も含む）発達した国々、第三の世界はアジア、アフリカ、ラテンアメリカを中心とする発展途上国である。中国は従来国際情勢を資本主義陣営、社会主義陣営、およびその間に存在する広範な中間地帯に分ける見解をとってきた。しかし、新しい観念と新しい規定がなければ現実の問題に回答しえなくなった」と。

このような状況の下で、労働者人民に対して問われているのは、「社会主義国家」の核保有一般の是非ではない。ソ連の、そして中国の核使用の使用主体の階級的性格と政治目的を問われざるを得ない。

労働者階級は、超階級的な「すべての核実験反対」の運動を組織するのではなく、「核脅威」が帝国主義の侵略の軍事的手段の発展の中にこそあることを明らかにし、帝国主義者の核を含めた侵略的策動に反対する運動を組織すること。

ソ連が、アメリカと協調しかつまた「第二次大戦後の領土の固定化」なる方針のもとにうちだす集団安保条約構想とそのための自国の軍事核政策を弾劾すること。

中国の方針が、ソ連との対抗関係で、日米安保条約やNATOを美化するようなものであることを批判していかねばならない。

3 日共は、七月一日の不破記者会見で、「核兵器全面禁止の国際的協定を、すべての核保有国に結ばせるための国際世論作りのため、百四十数ケ国への書簡の発送を行うことを発表した。

不破は「核兵器開発競争の際限のない悪矛盾に終止符をうつために」とか「核への不安を根本的に解決し、人類をかってない悲惨におとしいれる核戦争の危険を根絶するうえで、これにかかわる有効な方法はない。……」などといって、「核保有国による国際協定」を提案しただけでなく「これにかかわる有効な措置はない」とまで断言した。

これは、帝国主義国が外交上の協定を「根底的に」「最後まで守るであろう」という自称「共産主義者」の予測にもとづいた帝国主義への「信頼」の表明である。共産党は労働者人民の運動を、帝国主義国の策動を封じ込め、打倒し、真に人民の間の平和を終局的につくりあげるためでなく「核保有国間の協定」にのぞみを託し、その締結のために大衆運動を組織するという全く小ブル平和主義的なものなのである。

日共は、昨夏、中・仏両国の核実験に対する国会決議に際して、これまでの彼らの見解を転換させた。日共は、これまで、中・ソを社会主義国として規定し「社会主義国のそれは、常に防衛的だ」と中・ソの核実験を抗議の対象としてこなかった。しかし、彼らは「中・ソの核実験」が「防衛的なものであったり」「よぎなくされたもの」と規定できなくなったということを理由として参院で「自・社・公・共・民」そろっての国民

【三面へ】

刑法『改正』反動刑法草案とその狙い（その二）

二　反動的国家主義反動攻勢を保証

現行刑法はドイツ刑法の輸入と言われ、典型的なブルジョア刑法といわれるフランス刑法より国家主義的な反動的性格を意図して作られたと言われている。今回の、「改正」刑法草案は、一方では、戦後に現行法から部分的に削除された国家主義的部分をも復活するとともに、他方では、戦前の「改正刑法仮案」のようなファシズム的刑法の方向をも取り入れ、次のような諸点でその国家主義的色彩を大巾に強めようとしている。

「保護主義」「世界主義」という侵略讃美

今回の「改正」刑法草案が抑圧を一般的に強めようとしている中で、きわめて侵略的な性格をもっているのが「国外犯」の規定である。

なかでも、次の三点である。第一に、第四条のいわゆる属人主義は、「日本人である」限り、世界中どこにいても適用すべき条項をあげているもので、ナチス刑法の「属人主義を第一原則とする」というのを部分的にとり入れている。これは、現行刑法にもあるのだが、拡大されており、またそのイデオロギーが次のようなものであることに注意しなければならないのである。「日本国民とは、日本における国民社会の一員（！）であるものを指すのであるが形式的には（！）日本の国籍を有するものと解すべきである」（準備草案理由書）

六条の「保護主義」は新設された条項であり、「日本国民の生命、身体または財産を害した」外国人が日本国外であろうと罰せられというもの。これは、日本の帝国主義的進出に伴う権益をあからさまに「防衛」しようとするものにほかならない。たとえばインドネシア人民が日本商社の建物に放火したとか、エリトリア人民が日鉱の鉱山を爆破したとかいうとき、これらは「日本刑法」の適用対象となるのである。

七条のいわゆる「世界主義」は、すべての者が罰せられる罪を列挙している。これについて、準備草案理由書は次のように言う。「あるいは人道的、あるいは世界経済的あるいは世界道徳的な、これを要するに世界的人類的な利益のために、どこで犯された罪であっても、又何人の犯罪であっても、世界的人類的な見地からそれを処罰しなければならないという世界主義の思想にもとづく規定である」と。何とも仰々しい言い方であるが、極端な国家主義をあからさまに表現している。「世界道徳」を守るために日本国家が権力を行使するというのである。

革命闘争弾圧のための内乱・私戦・「外患」

内乱・私戦・「外患」については、内乱罪の「単なる暴動参加・関与者」にも未遂罪が新設されたこと、私戦の「行使」の罪が新設されたことが草案の「改正」点である。

これらの規定の階級的意味はあらためて言うまでもないが、人民の武装闘争の国際的交流に対する処罰の一層の強化がねらわれていると言わなければならない。

国益主義による天皇・外国元首の「防衛」

刑法での天皇に関する特別規定は、「天皇の署名・押印の偽造・行使」があり、草案もこれをひきついでいる。さらに、戦後一時廃止された外国元首への不敬＝暴行・脅迫・侮辱の罪が新設されている。

これらの規定は、国際関係が緊張し複雑になっているという背景のもとで、国家の行為、「国益」を厳重に防衛するという目的の下に出されている。それとともに、外国元首への不敬罪復活は、天皇への不敬罪復活ともつながりうるということは全く明らかである。そして、たとえば「礼拝所に対する不敬罪」の刑が重くされていることから言っても、そういった隠された意図がうかがえるのである。

この点の問題は、天皇制の戦前的体制の復活につながるかどうかという事ではなく、天皇の政治的利用をも含めて国家権益を刑法によって特別厳重に「防衛」することがめざされている事である。日本資本主義の帝国主義的強化排外主義的国民統合と対応するものなのである。

政府の反人民行為をかくす機密漏示罪

機密漏示罪は、この草案では公務員の機密漏示罪と、企業秘密漏示が新設、業務上の秘密漏示が拡張されようとしている。後者については後でふれる。前者は、スパイ罪につながるものであり、支配階級はこうした「機密漏示」を厳重に処罰することをねらっているのである。

公務員の機密漏示禁止は、現在の国家公務員法などにもあるが、一時は草案に外患罪としての機密探知罪（スパイ罪）がもりこまれようとしていたことにも示されるように国家機密の刑罰による防衛を強化しようとするものである公務員が、政府の反人民的策動を知りえても、それを労働者・人民の立場から暴露することが強力に規制されるのである。しかも、闘う公務員労働者が「職をかけて」明確な行動をとったとしても、退職後の元公務員もこの罰則は適用されるのである。そして他方では、資本家達は、あれこれの手段を使って「国家機密」を知りその恩恵にあずかって利益をあげているのである。

公妨・逃走・反抗などで官憲の権限を強化

国家権力の発動の口実が拡大されるのと同時に、他方では、それを実施する官憲の権限が拡大され、また官憲への反抗が強力に抑圧されようとしている。

まず、公務執行妨害罪が懲役三年以下から五年以下と刑がひきあげられたのが大きな問題であるが、その他に、証拠いん滅罪、犯人蔵匿罪、証人威迫罪などが軒並に重罰化されている。権力の暴力装置が実際の数量や装備・組織などの上で増強されたり、自警団などの組織化につながってゆく事が実際には大きな問題なのであるが、それと共に、このような官憲の権力行使のための法が飛躍的に強化されようとしているのである。

また、官憲への反抗への弾圧強化策としては、このほかに、刑務所内での団結した闘争を一般的に禁圧しようとする「集団反抗罪」や、保安施設、少年院からの逃走を罪とする条項の新設などがきわだった抑圧強化の姿を示している。少年院や監獄法の改定の動きとあわせて、今おこりつつある刑務所内の待偶改善要求などの運動を「集団反抗」として抑圧し、官憲の力を強めようとするものである。

「淳風美俗」という反動イデオロギーの強制

最後に、草案が、「道義主義」的な立場からさまざまなブルジョア倫理的な「罪」を強化しており、堕胎罪を存続させ、名誉侵害（特に死者の）や侮辱罪を重罰化するなどの「改正」を行っているのである。

目次

一　ブルジョア刑法再編の動き（前号）
二　反動的国家主義、反動攻勢を保証
三　『保安処分』の本格導入（次号以下）
四　大衆運動の抑圧強化
五　革命的闘争への敵対
六　その他の問題、総括
七　刑法『改正』反対運動の意義

The PROLETARIAN CORRESPONDENCE

NO.10近日発売!!

怒濤の固定購読を！　年 1,200円

郵便振替　東京 147121

《怒涛》申込連絡所

怒涛社の出版物は、次の連絡所でも扱っていますのでお申し込下さい。

神奈川　TEL（〇四五）四四一一五六六四松本清あて

静岡　静岡郵便局私書箱三九八号社会思想研究会あて　TEL（〇五四二）四五一八六三九

沖縄　那覇市東郵便局私書箱二〇九六号東江進あて